

国民健康保険に加入するとき・やめるとき



加入の手続きが

必要な場合

国民健康保険に加入するとき・やめるときは、届け出が必要です

国民健康保険に加入するとき・やめるときは、14日以内に保険年金課またはさしま窓口センターに届け出をしてください。届け出には、個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

脱退の手続きが

必要な場合

- 職場の健康保険などをやめたとき（社会保険喪失証明書などをお持ちください）
- 他健康保険の扶養から外れたとき
- 他の市町村から転入したとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

- 職場の健康保険（扶養含む）に加入したとき（職場の健康保険証をお持ちください）
- 他の市町村へ転出するとき（学生の場合はお申し出ください）
- 死亡したとき
- 後期高齢者医療制度の対象となったとき

届け出が遅れると…

保険税は届け出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって計算することになります。被保険者証がない間の医療費はやむを得ない場合を除き全額自己負担になります。

届け出が遅れると…

資格を喪失した後に国民健康保険の被保険者証を使って診療を受けた分の医療費（国民健康保険負担分）は、後で返還していただくこととなります。

ご注意ください

現在お手元にある被保険者証の有効期限は、令和4年7月31日と なっています。新しい被保険者証は、7月末までに送付します。

問 保険年金課

☎0297(21)2187

マル福・すこやか医療福祉費 支給制度について

新中学1年生になる方へ

現在小学6年生のお子さんの医療福祉費受給者証について、有効期間が令和4年3月31日までとなっている方は、4月から受給者証が新しくなります。新しい受給者証は、3月末までに送付します。

入院するときは…

加入している健康保険から限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示してください。

県内の医療機関にかかるときは…

県内の医療機関にかかるときは、必ず受給者証と健康保険証を窓口で提示してください。

県外の医療機関にかかるときは…

県外の医療機関では受給者証は使えません。窓口では健康保険証を提示し、請求された医療費をお支払いください。診療月の翌月以降に、受給者証、領収書、印鑑、通帳をお持ちのうえ、



すこやか受給者証
受給者数：2584人
(令和4年1月末時点)

問 保険年金課

☎0297(21)2187